

II 軽微事案処理簿

1. 第一種鉄道事業の廃止許可

〔月 日〕

9月16日

〔申請者〕

蒲原鉄道株式会社

〔廃止される区間〕

区間：五 泉 — 村 松

2. 一般乗合旅客自動車運送事業の免許

〔月 日〕	〔申請者〕	〔新たに設けられた路線（運行系統）〕
9月9日	京王バス株式会社	運行系統：東京～上諏訪・岡谷
	ケイビーバス株式会社	運行系統：東京～岡谷・上諏訪
		運行系統：東京～倉敷

3. 定期航空運送事業の運賃変更認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
8月31日	株式会社日本エアシステム	別表①のとおり
	エアーニッポン株式会社	別表②のとおり
	日本エアコミューター株式会社	別表③のとおり

別表 ① 株式会社日本エアシステム

貨物運賃

一般貨物運賃（消費税抜き）

（単位：円）

区 間	現 行	変 更
	基本運賃最高額 （円/kg）	基本運賃最高額 （円/kg）
東 京 — 南紀白浜	314	310
東 京 — 出 雲	357	353
大 阪 — 出 雲	243	240
札 幌 — 出 雲	479	474

別表 ② エアーニッポン株式会社

貨物運賃

一般貨物運賃（消費税抜き）

（単位：円）

区 間	現 行	変 更
	基本運賃最高額 （円/kg）	基本運賃最高額 （円/kg）
東 京 — 石 見	385	380
大 阪 — 石 見	273	270

別表 ③ 日本エアコミューター株式会社

貨物運賃

一般貨物運賃（消費税抜き）

（単位：円）

区 間	現 行	変 更
	基本運賃最高額 （円/kg）	基本運賃最高額 （円/kg）
大 阪 — 出 雲	243	240

Ⅲ 運輸審議会件名表登載事案

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業の譲渡譲受認可

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
7月27日	平11第5001号	譲渡人 近畿日本鉄道株式会社 譲受人 近鉄バス株式会社	譲渡路線 大阪市東成区深江東6丁目21番地先—東大阪市豊浦町 468番地先（7.3キロ）外183路線

2. 定期航空運送事業の免許

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
7月1日	平11第9040号	ジャパンエアチャーター株式会社	申請路線：東京～コナ
	平11第9041号	ジャパンエアチャーター株式会社	申請路線：コナ～ホノルル
	平11第9042号	ジャパンエアチャーター株式会社	申請路線：東京～ホノルル

3. 定期航空運送事業の運賃変更認可

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
8月5日	平11第9043号	株式会社日本エアシステム	別表1のとおり
	平11第9044号	エア・ニッポン株式会社	別表2のとおり
	平11第9045号	日本エアコミューター株式会社	別表3のとおり

別表 1 株式会社日本エアシステム

旅客運賃

大人普通運賃

(単位：円)

区 間	現 行		変 更	
	税込運賃 最高額	税込運賃 最低額	税込運賃 最高額	税込運賃 最低額
東 京 — 南紀白浜	21,791	—	21,518	—
東 京 — 出 雲	24,795	—	24,485	—
大 阪 — 出 雲	16,897	—	16,686	—
札 幌 — 出 雲	33,259	—	32,888	—

別表 2 エアーニッポン株式会社

旅客運賃

大人普通運賃

(単位：円)

区 間	現 行		変 更	
	税込運賃 最高額	税込運賃 最低額	税込運賃 最高額	税込運賃 最低額
東 京 — 石 見	26,702	—	26,369	—
大 阪 — 石 見	18,966	—	18,729	—

別表 3 日本エアコミューター株式会社

旅客運賃

大人普通運賃

(単位：円)

区 間	現 行		変 更	
	税込運賃 最高額	税込運賃 最低額	税込運賃 最高額	税込運賃 最低額
大 阪 — 出 雲	16,897	—	16,686	—

IV 運輸審議会公聴会

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 運輸審議会主宰公聴会 | 記 載 事 項 な し |
| 2. 審理官主宰公聴会 | 記 載 事 項 な し |

V 運輸審議会意見聴取

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 運輸審議会主宰意見聴取 | 記 載 事 項 な し |
| 2. 審理官主宰意見聴取 | 記 載 事 項 な し |

VI 審理報告書

記 載 事 項 な し

Ⅶ 事案処理状況

(平成11年7月1日から
平成11年9月30日まで)

区 分		海 運	港 湾	港 湾 運 送	鉄 道 1	鉄 道 2	旅 客 自 動 車	貨 物 自 動 車	航 空	郵 便 物 運 送 委 託	行 政 不 服 審 査	計
軽 微 認 定 事 案 件 数		0	0	0	0	1	2	0	3	0	0	6
件 名 表 登 載 事 案 件 数		0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	7
答 申 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（意見聴取を行ったものを含む）	0	0	0	0	1	1	0	6	0	0	8
	計	0	0	0	0	1	1	0	6	0	0	8
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	運輸審議会主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 鉄道1は国鉄民営化に伴う旅客会社、貨物会社
鉄道2は旅客会社貨物会社以外